税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 １　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、２に掲げる者以外のもの 16,500円 ２　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 ３　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、４に掲げる者以外のもの 8,200円 ４　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 ５　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ６　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、１から５の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ①　放鳥獣区のみに係る狩猟者の登録 ４分の１ ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣区及び放鳥獣区以外の場所に係る狩猟者の登録 ４分の３ ７　平成27年４月１日から令和11年３月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、１から５の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③　狩猟者登録の申請書を提出する日前１年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第９条第１項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 １から５の税率に２分の１を乗じた税率

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	個　人 １　均等割 （令和８年度課税見込人員67,021千人） ２　所得割 (1)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額及び基礎控除額を控除した金額） （令和８年度課税標準見込額1,668,917億円） (2)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個　人 １　均等割 標準税率　年額3,000円 ２　所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率 100分の６（指定都市の区域内に住所を有する場合には100分の８） (2)　一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） ・課税長期譲渡所得金額　100分の３ （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４） 〔ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2） 2,000万円を超える場合 48万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円）と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の３（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の４）に相当する金額との合計額〕